

新潟みずほ福祉会の紹介

1975年に法人設立し、障害者総合支援法に基づき障害がある方へ日常生活の支援を行っています。

新潟みずほ福祉会の基本理念

- ・利用者一人ひとりの尊厳を守り、人権の保障に努めます。
- ・利用者の視点に立ち、安心して利用できる、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ・地域に親しまれる、安定した福祉の拠点作りと、豊かな社会福祉の実現に努めます。



同性介護

新潟みずほ福祉会では、昭和51年開設から現在まで利用者さんが肌を露出する場面では、緊急時を除き同性介護をおこなっています。主に入浴・排泄・着替えは、徹底した同性介護を実践するために、男女生活支援員の配置数を昼夜問わず、ほぼ同数が勤務しています。※利用者さん・ご家族・支援者など、相手の身になって最善の支援体制を整えています。



新潟みずほ福祉会事業所一覧

障害者支援施設	新潟みずほ園
障害者支援施設	みのり園
障害者支援施設	第2みずほ園
多機能事業所	工房はたや
共同生活事業	檜の木
相談支援事業	わぁ〜らく
居宅介護・移動支援事業	みっと
生活介護	おおらい
法人本部	執行部・総務課・経理課・企画課



介護福祉士養成 奨学金制度のご案内

2023年度新採用職員



福祉のプロを目指すあなたをサポートします！



介護福祉士の国家資格を取得して、新潟みずほ福祉会で一緒に働きませんか？



社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

Q&A

Q1 奨学金制度とはどのような制度ですか？

A1 介護福祉士の国家資格取得を目指し、その養成施設に入学を希望する者や、既に在学する者で卒業後、当法人に就職し勤務する意向のある者に修学資金として奨学金を貸与する制度です。



Q2 貸与額と貸与期間を教えてください

A2 貸与額は、**月々50,000円**を上限として支給します。

(例) 2年間貸与の場合

- 1) 年間貸与総額は、月々50,000円×12か月=600,000円
2年間換算で、600,000円×2年間=1,200,000円
毎月、本人の指定する口座に振込みます。
- 2) 貸与期間は、原則当該の養成施設等へ入学してから最短の卒業までの期間です。

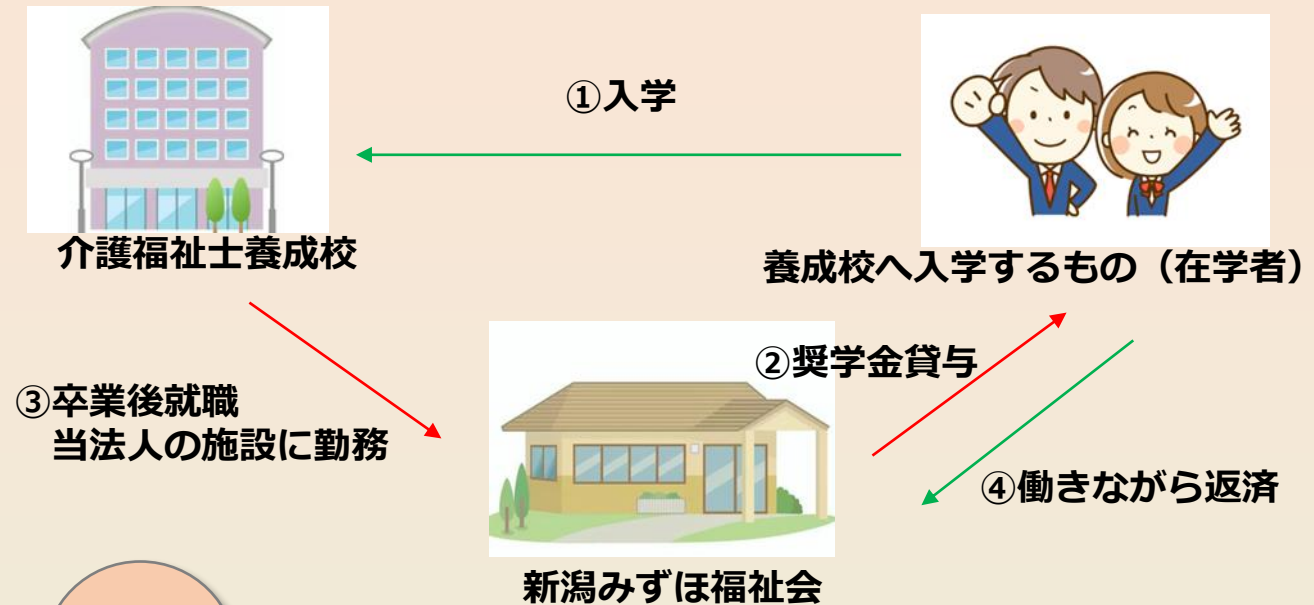
**【プリセプターシップ制度】
1年間プリセプター（先輩）が公私共にフォローします！**



Q3

貸与の対象者を教えてください

A3 当法人の「奨学金貸与等規程」に基づき、社会人・学生、経験一切問わず、これから介護福祉士をめざす方（在学学生にも適用可能）



Q4

返済の義務はありますか？

A4 養成施設卒業後、当法人に、**5年間勤務すると、返済義務を免除**します。当法人に勤務しない場合、あるいは勤務期間が5年間に満たない場合は、全額、あるいは一部を返還しなければなりませんので注意が必要です。

Q5

応募方法を教えてください

A5 ①履歴書 ②在学中の方は、学生証の写し ③すでに他の資格をお持ちの場合は、資格証の写しを法人本部宛に持参もしくは郵送してください。詳細は、上記書類が届き次第、面接等の日程調整し、個々にご案内します。

新潟みずほ福祉会 本部 企画課

〒950-2264

新潟市西区みずき野1丁目6番11号

Tel 025-211-8660 Fax 025-211-4622

HP <https://www.nmf.jp/> mail honbu@nmf.jp